

耕作目的で取得した農地に係る転用の取扱いについて

平成29年10月2日

さくら市農業委員会

農地法第3条の許可を受けて取得した農地を転用する場合の許可は、農地法の趣旨を踏まえ、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 許可日以降、3年間は農地転用の許可を受けることはできない。ただし、3年を経過しないにもかかわらず、農地転用をしなければならない相当の理由がある場合は、この限りではない。
- 2 前記1の「相当な理由」の判断にあたっては、取得後に農地転用をせざるを得ない事情の変化、その他事業計画等を総合的に勘案した上で、農業委員会において判断するものとする。
- 3 3年経過後の転用許可申請にあたっては、その期間中、通常の肥培管理により播種から収穫まで行われた後でなければ農地転用許可を受けることはできない。
- 4 上記1から3の取扱いについては、農業経営基盤強化法により農地を取得した場合及び買受適格証明を受けて競売、公売により農地を取得した場合並びに農地改良に係る農地転用（事前協議）を行った場合も同様とする。
- 5 農地を取得した者（個人及び農地所有適格法人に限る。）が行う農業用施設（農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号該当施設）に供するために農地転用をする場合は、3年以内であっても事業計画を精査した上で許可の諾否を判断するものとする。